

告 示

埼玉県告示第二百五十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―一五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字中神字新狭山九百八十二番の一部外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百七十八・六三立方メートル

浸透効果量 〇・〇七五〇三立方メートル毎秒